

獣医療法第4条に定める診療施設の構造設備基準

1	飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること	檻・ケージ 杭・保定枠等の係留施設 動物が自力で開放できない構造を有した診療施設の扉・窓
2	伝染病の疑いのある動物の収容設備は、他の動物への感染を防止する設備を設けること	隔離して収容する設備 檻・ケージの間に間仕切り板を設置したもの
3	消毒設備を設けること	煮沸消毒器、滅菌手洗い器、オートクレーブ 伝染病の疑いのある動物の収容施設では消毒するための噴霧器、散霧器等の設置
4	調剤を行う施設にあつては、次のとおりとすること イ 採光、照明及び換気が十分で、清潔を保つこと ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること ハ 調剤に必要な器具を備えること	窓・換気扇・照明器具 冷蔵庫等の冷暗貯蔵ができる設備 調剤器、はかり、薬匙等
5	手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので、清潔に保つことができる構造であること	内壁(床から概ね 1.2m の高さ)及び床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐水性材料
6	放射線に関する構造設備の基準は、獣医療法施行規則第六条から第六条の十一までに定めるところによること	遮蔽物は、コンクリート、鉛入合板、鉛入カーテン、鉛入衝立等